

令和6年度越境EC参入支援事業業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

令和6年度越境EC参入支援事業業務委託

2. 業務目的

コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引（越境EC）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も引き続き高い。その一方で、多くの企業は、優れた技術・商品を持ちながらも、海外消費者への訴求の難しさや専門知識の不足などの課題を抱えている。

そこで、県内企業において越境ECを活用した海外への販路拡大をさらに進めるべく、意欲のある企業を対象に海外輸出セミナーや専門家によるコンサルティングを実施し、課題把握や販促戦略策定の支援を行うことで、越境ECを活用した本格販売につなげる。

（※）インターネットを通じた、国際的な電子商取引で、企業が自社の商品を自社サイトやECモールなどを通じて、海外の消費者に販売すること。ECとは”electronic commerce”（エレクトロニックコマース=電子商取引）の略称。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4. 業務内容

（1）輸出初心者に向けた海外輸出セミナーの開催

これから輸出を始める県内事業者（輸出初心者）に向けて、輸出に向けた取組みの進め方や成功のためのポイント、海外の輸出に向けた手続きや注意点等についてのセミナーを開催する。合わせて越境EC事業の概要、及び出品に向けた手続き等の説明も行うこととする。

※ハイブリット方式（対面およびオンライン）で開催すること。

※研修会はオンデマンド配信により一定期間、研修開催後も希望者が視聴できるようにすること。

（2）出品事業者の募集・選定

出品事業者を募集する（本事業の募集チラシのデザインデータ作成）。事業者の出品意欲や商品の有望性を総合的に考慮し、選定する。

※募集要項で定める出品事業者への応募条件については、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（以下「当センター」という。）と受託者が協議の上、決定することとする。

(3) 個別相談の実施

本事業への出品を希望する企業を対象とした個別相談を実施し、商品選定のアドバイスや越境E C参入に必要な相談・アドバイスを行う。

(4) 海外で閲覧できる越境E Cサイトにおいて県産品販売及び管理運営

ア 海外で閲覧できる越境E Cサイトにおいて、県内事業者が製造する商品を販売する。出品商品数は、出品事業者1者あたり原則5商品程度を上限とする。ただし、色違い・柄違い・サイズ違い等は1商品とする。

イ 実績(売上総額、売上内訳(出品事業者名・商品名含む)、販売先、アクセス数等)、データ分析等を当センターに毎月報告する。報告は翌月10日までにを行う。最終月に関しては期間終了後、速やかに報告する。また、業務終了後に提出する実績報告書に事業全体の実績(売上総額・売上内訳等)を記載する。

ウ 出品商品の登録、ラベル作成、国内から海外への輸送等輸出に関する手続き、注文受付、配送に関する業務は全て受託者が行い、費用は委託料の中から捻出するものとする。

ただし、国内配送費は出品事業者が負担することとする。

(5) 販促戦略策定のコンサルティングの実施

販売期間を2回設け、1回目の販売結果を基に、「パッケージデザイン」や「販促支援策の選定」など、販促戦略策定のコンサルティングを企業ごとに行い、2回目の販売を実施すること。

販売期間中、出品事業者に対して出品商品に関するアドバイスや問い合わせ対応等を適宜実施すること。

(6) 販売促進に繋がるプロモーションの実施及びデータ分析等のフィードバック

ア 販売促進に繋がるような効果的なプロモーションを実施する。

イ 本事業の取組から得た情報を分析し、今後の方向性等について出品事業者に対してフィードバックを行う。

5. 支援企業数

5者程度

6. 対象国

海外(ただし、米国及び英国は必須とする。)

7. スケジュール(予定)

以下のとおりとする。なお、詳細日程は当センターと協議のうえ決定する。

6月 受託事業者決定

7月 海外輸出セミナー開催、出品事業者決定

- 8月 個別相談実施
- 9月～11月 1回目 販売支援
- 11月 販促戦略策定コンサルティング
- 11月～ 2月 2回目 販売支援
- 3月 データ分析等のフィードバック、実績報告書の提出

8. 報告書の作成及び提出

(1) 業務報告について

海外輸出セミナーや個別相談、販促戦略安定のコンサルティング、データ分析等のフィードバックの記録（資料一式、質疑応答の内容等を含む）を整理し、報告書を作成して、適宜当センターまで提出すること。なお、報告書は、業種や企業の規模ごとの課題や、課題解決に有効となった支援方針などを整理し、次年度以降の事業実施、改善に役立つ内容になるよう努めること。

(2) 実績報告について

令和7年3月14日（金）までに、本事業の成果をまとめた実績報告書を提出すること。

9. 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び当センターとの連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて当センターに提出すること。

10. 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

11. 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

12. 著作権の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、当センターに帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

13. 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として、事業終了後に当センターが行う検査に合格してからとなる。ただし、受託者からの請求に基づき当センターが必要と認めるときはこの限りではない。

14. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程その他関係法令・条例を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターと十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、支援対象者となる企業の成長を目指すだけのものではなく、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がるものであるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、当センターと受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (6) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(別紙) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

※「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。